

交通安全啓発用DVD貸出内規

(目的)

第1 この内規は、茅ヶ崎市市内における学校、地域及び企業等が、交通安全について学び、交通事故防止の徹底を図るため、くらし安心部安全対策課が保有する交通安全啓発用DVDの貸出について必要な事項を定める。

(DVDの貸出金額)

第2 DVDの貸出は無償とする。

(貸出実施主体)

第3 DVDの貸出に関する事務は、くらし安心部安全対策課（以下「貸出者」という）が行う。

(貸出対象)

第4 DVDの貸出対象者、団体等（以下「借用者」という）は、次のとおりとする。

- (1) 交通関係団体
- (2) 企業・事業所
- (3) その他、貸出者が適当と認めた借用者

(貸出の制限)

第5 DVDの貸出が以下に該当する場合は、貸出を許可しない。また、DVDを貸出の許可をした目的以外に使用してはいけない。

- (1) 営利を目的とする行為に使用する場合（有料のイベントや講習会等）
- (2) DVDを他者に転貸する場合

(貸出期間及び数量)

第6 貸出期間及び数量については、次のとおりとする。

- (1) DVDの貸出期間は、原則1週間以内とする。
- (2) DVDの貸出数量は、貸出者の指示に従う。

(貸出および返却方法)

第7 貸出および返却方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸出および返却は、貸出者で行う。
- (2) DVDの紛失又は損傷防止のため、郵送での貸出および返却は不可とする。

(利用の手続き)

第8 借用者は、次により利用申込みの手続きを行う。

- (1) 電話等により、事前の予約申込みを行う。

(2) 借用者はDVD貸出時に、貸出者に様式第1号「交通安全DVD借用申込書」を提出する。

(3) 借用者は、DVDを借りる際に、身分証明書等にて貸出対象である確認を受けるものとする。

(借用者の義務)

第9 借用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) DVDの使用・保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。

(2) 貸出を受けている期間中に紛失又は、損傷を生じた場合には、速やかに貸出者に報告し、その指示に従うこと。

(借用者の負担)

第10 借用者は、次のものを負担しなければならない。

(1) DVDの紛失又は、損傷した場合の現状回復費用

(2) DVDの使用中的事故等により生じた損害賠償等一切の費用

(借用報告書等)

第11 借用者は、様式第2号「交通安全啓発用DVD使用報告書」を、DVDの返却と同時に提出しなければならない。

(その他)

第12 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。